

組織規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 6 月 2 日改正

平成 27 年 6 月 6 日改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 3 条に定める目的を達成するために組織の運用に必要な事項を定める。

第 2 章 構 成

(総会)

第 2 条 総会は本会の最高議決機関であり、その運営は定款の定めるところによる。

(理事会)

第 3 条 理事会は、総会の決議に従い、会務全般の実務に関して決議する。その運営は定款の定めるところによる。

(運営会議)

第 4 条 運営会議は、本会の業務執行の方向性を提示し、各委員会間の連携を図り、本会の円滑な事業遂行を目的として設置する。

2 運営会議は理事会の諮問機関であり、議決権を持たない。

3 運営会議の構成は次の各号に該当するものとする。ただし、招集は会長が行い、議長を務める。

(1) 会長および副会長

(2) 業務執行理事

4 必要に応じて、関連する委員会あるいは事業実施部門の担当者を招聘することができる。

(委員会)

第 5 条 会務執行のため、委員会を設置する。

2 委員会は、独立委員会と常設委員会及び特別委員会に区分される。

3 委員会の運営は、別に定める委員会設置規程および各委員会運用細則によるものとする。

(地域の名称および地区)

第 6 条 本会の組織運用のために、各都道府県を地区とし、地域別に地区を振り分ける。地

域割り並びに名称については、次の通りとする。

北海道地域……北海道

東北地域……青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県

北関東地域……新潟県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県

南関東地域……千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

中日本地域……石川県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

近畿地域……滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県

中四国地域……岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地域……福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(地域責任者)

第7条 第6条に定める地域より選出された地域代表理事を地域責任者とする。

(地区責任者)

第8条 第6条に定めるそれぞれの地区に地区責任者を置く。

2 地区責任者は、各都道府県放射線技師会の代表者を任命する。

(事業の委託)

第9条 会長は、本会の事業を円滑に推進するために必要と判断したとき、当該事業の地区放射線技師会にその事業の一部を委託することができる。

第3章 事務局

(機能)

第10条 定款第60条に定める事務局は、本会の運営及び事業執行にともなう諸事務を行う。

2 定款及び諸規程に規定される書類・諸帳簿等の備付あるいは保管に関することは、事務局においてこれを行う。

(事務局長)

第11条 定款第60条に定める事務局長は、諸会議において議長の指名及び許可を得て意見を述べることができる。

第4章 雑則

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、総会の議決によって行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年6月2日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年6月6日から施行する。